

# すこやかヘルパーステーション

(定期巡回・随時対応型訪問介護看護)

## 運営規程(第2版)

### (事業の目的)

第1条 医療法人岐阜勤労者医療協会が設置する定期巡回・随時対応型訪問介護看護すこやかヘルパーステーション以下「事業所」という。)において実施する指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護(以下「事業」という。)の適正な運営を確保するために必要な人員及び運営管理に関する事項を定め、事業所の管理者又は計画作成責任者、オペレーター、訪問介護員等(介護福祉士又は介護保険法第8条第2項に規定する政令で定める者)及び看護師等(保健師、看護師、准看護士、理学療法士、作業療法士又は言語聴覚士)(以下「従業者」という。)が、要介護状態の利用者に対して、適切な指定定期巡回・随時対応型訪問介護看護を提供することを目的とする。

### (運営の方針)

第2条 事業の提供に当たっては、要介護状態となった場合においても、その利用者が尊厳を保持し、可能な限りその居宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるよう、定期的な巡回又は随時通報によりその者の居宅を訪問し、入浴、排せつ、食事等の介護、日常生活上の緊急時の対応、その他安心してその居宅において生活を送ることができるようするための援助を行うとともに、その療養生活を支援し、心身の機能の維持回復を目指すものとする。

- 2 定期巡回サービス及び訪問看護サービスについては、利用者の要介護状態の軽減若しくは悪化の防止に資するよう、その目標を設定し、計画的に行うとともに、随時対応サービス及び随時訪問サービスについては、利用者からの随時の通報に適切に対応して行うものとする。
- 3 利用者の意思及び人格を尊重し、常に利用者の立場に立ったサービスの提供に努めるものとする。
- 4 事業の実施に当たっては、利用者の所在する市町村、居宅介護支援事業者、地域包括支援センター、保健医療サービス及び福祉サービスを提供する者、地域住民等との連携に努める。
- 5 事業の提供の終了に際しては、利用者又はその家族に対して適切な指導を行うとともに、利用者を担当する指定居宅介護支援事業者への情報提供及び保健医療サービス又は福祉サービスを提供する者との密接な連携を図るものとする。
- 6 前5項のほか、「岐阜市指定地域密着型サービスの事業の人員、設備及び運営に関する基準等を定める条例」(平成24年岐阜市条例第74号)に定める内容(以下「条例基準」という。)を遵守し、事業を実施する。

### (事業の運営)

第3条 事業の提供に当たっては、事業所の従業者によってのみ行うものとし、第三者への委託は行わない。ただし、基準条例で認められる範囲に限って、必要に応じて定期巡回サービス、随時対応サービス及び随時訪問サービスの一部又は訪問看護サービスを連携する訪問看護事業者に委託する。

(事業所の名称等)

第4条 事業を行う事業所の名称及び所在地は、次のとおりとする。

- (1) 名称 すこやかヘルパーステーション（定期巡回・隨時対応型訪問介護看護）
- (2) 所在地 岐阜市北山1丁目16番13号

(従業者の職種、員数及び職務の内容)

第5条 事業所における従業者の職種、員数及び職務の内容は次のとおりとする。

- (1) 管理者 1名（常勤兼務）

管理者は、従業者の管理、指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護の利用の申込みに係る調整、業務の実施状況の把握その他の管理を一元的に行う。

- (2) 計画作成責任者 1名以上（常勤兼務）

計画作成責任者は、適切なサービスが提供されるよう介護計画を作成するとともに、利用の申込みに係る調整等のサービスの内容の管理を行う。

- (3) オペレーター 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務・非常勤兼務）

利用者又はその家族等からの通報を受け、通報内容等を基に相談援助を行う又は訪問介護員等の訪問介護による対応の要否を判断する隨時対応サービスを行う。

- (4) 定期巡回サービスを行う訪問介護員 8名以上（常勤兼務）6名以上（非常勤兼務）

定期的に利用者の居宅を巡回して日常生活上の世話をを行う。

- (5) 随時訪問サービスを行う訪問介護員等 提供時間を通じて1名以上（常勤兼務・非常勤兼務）

(1) におけるオペレーターの随時訪問の要否等の判断に基づき、訪問介護員等が利用者の居宅を訪問して日常生活上の世話をを行う。

(営業日及び営業時間)

第6条 事業所の営業日及び営業時間は次のとおりとする。

- (1) 営業日 365日

- (2) 営業時間 24時間

(指定定期巡回・随时対応型訪問介護看護の内容及び利用料その他の費用の額)

第7条 定期巡回・随时対応型訪問介護看護サービスの内容は重要事項説明書の通りとし、利用料の額は、厚生労働大臣が定める基準によるものとする。（法定代理受領サービスであるときは、利用料のうち各利用者の負担割合に応じた額の支払いを受けるものとする。）

2 第8条の通常の実施地域外へのサービス提供を利用される場合は、1回の利用につき300円を頂きます。

3 利用者宅から事業所への通報に係る通信料（電話料金）については利用者が負担するものとします。

4 前各号に掲げるもののほか、利用者が負担することが適当であるものは、その実費とします。

(通常の事業の実施地域)

第8条 通常の事業の実施地域は、岐阜市：芥見小学校区・芥見東小学校区・岩小学校区・藍川小学校区とする。

(衛生管理等)

第9条 事業所は、訪問介護員等の清潔の保持および健康状態の管理を行うとともに、事業所の設備及び備品等の衛生管理に努めるものとする。

2 事業所は、事業所において感染症が発生し、又は蔓延しないように、次に掲げる措置を講ずるものとする。

(1) 事業所における感染症の予防および蔓延の防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について、訪問介護員等に周知徹底を図る。

(2) 事業所における感染症の予防および蔓延防止のための指針を整備する。

(3) 事業所において、従業者に対し、感染症の予防および蔓延防止のための研修および訓練を定期的に実施する。

(合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法)

第10条 事業の提供に当たり、利用者から合鍵を預かる場合には、次のとおり厳重に管理を行うとともに、合鍵の管理方法及び紛失した場合の対処方法について記載した文書を利用者に交付する。

- (1) 合鍵は、管理者が事務所において厳重に管理を行い、従業者は管理者の許可を得なければ合鍵を外部に持ち出すことはできない。
- (2) 上記（1）で従業者が合鍵を外部に持ち出す場合は、その従業者名、合鍵を持ち出す用途、持ち出した日時、返却した日時を記録簿に記録して管理する。
- (3) 合鍵の管理の状況は、6ヶ月に1回、事業者の本部職員による職員による監査を受けるとともに、その結果を第19条第2項の介護・医療連携推進会議に報告する。

2 事業者は、従業者が合鍵を紛失した場合は、直ちに利用者又はその家族に報告し、鍵の交換等必要な措置を講じる。

(緊急時等における対応方法)

第11条 事業の提供を行っているときに利用者に病状の急変、その他緊急事態が生じたときは、従業者は速やかに主治医に連絡を行い指示を求める等の必要な措置を講じるとともに、管理者に報告する。主治医への連絡が困難な場合は、協力医療機関への連絡又は緊急搬送等の必要な措置を講じる。

- 2 利用者に対する事業の提供により事故が発生した場合は、管理者は市町村、当該利用者の家族等に連絡するとともに、必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、前項の事故の状況及び事故に際して採った処置について記録をするとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 4 事業者は、利用者に対する事業の提供により賠償すべき事故が発生した場合には、損害賠償を速やかに行う。

#### (苦情処理)

- 第12条 事業の提供に係る利用者及びその家族からの苦情に迅速かつ適切に対応するために、苦情相談窓口の設置、苦情処理の体制及び手順の整備等必要な措置を講じるとともに、当該措置の内容を重要事項説明書への記載及び事業所内に掲示する等により利用者及びその家族に周知する。
- 2 事業者は、前項の苦情を受け付けた場合には、苦情の内容を記録して保存するとともに、その原因を解明し、再発を防止するため必要な措置を講じる。
- 3 事業者は、提供した事業に関し、介護保険法の規定により市町村が行う文書その他の物件の提出若しくは提示の求め又は当該市町村からの質問若しくは照会に応じ、及び市町村が行う調査に協力するとともに、市町村からの指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。
- 4 事業者は、提供した事業に係る利用者からの苦情に関して国民健康保険団体連合会の調査に協力するとともに、国民健康保険団体連合会から指導又は助言を受けた場合は、当該指導又は助言に従って必要な改善を行う。

#### (情報の公表)

- 第13条 事業所において実施する事業の内容について、厚生労働省が定める「指定地域密着型サービス及び指定地域密着型介護予防サービスに関する基準について」（平成18年3月31日付け老計発第0331004号・老振発第0331004号・老老発第0331017号、以下「解釈通知」という。）第三の一の4の（14）に基づき、情報公表おいて公表する。
- 2 前項に定める内容は、解釈通知により定める事項及び事業所が提供する事業の利用及び利用申し込みに資するものとし、利用者及びその家族（過去に利用者であったもの及びその家族を含む。）のプライバシー（個人を識別しうる情報を含む。）にかかる内容は、これに該当しない。

#### (個人情報の保護)

- 第14条 事業者は、利用者の個人情報について「個人情報の保護に関する法律」（平成15年法律第57号）及び厚生労働省が策定した「医療・介護関係事業者における個人情報の適切な取り扱いのためのガイドライン」を遵守し適切な取り扱いに努める。
- 2 事業者が得た利用者の個人情報については、事業者での介護サービスの提供以外の目的では原則的に利用しないものとし、外部への情報提供については必要に応じて利用者又はその代理人の了解を得る。

#### (虐待防止に関する事項)

- 第15条 事業所は、利用者的人権の擁護・虐待等の防止のため次の措置を講ずる。
- (1) 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置その他の情報通信機器（以下「テレビ電話装置等」という。）を活用して行うことができるものとする。）をおおむね6月に1回以上開催するとともに、その結果について訪問介護員等に周知徹底を図る。
- (2) 虐待防止のための指針の整備
- (3) 虐待を防止するための定期的な研修
- (4) 措置を適切に実施するための担当者の設置
- 2 事業所は、サービス提供中に、従業者又は養護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかに市町村に通報する。

#### (地域との連携等)

第16条 事業者は、その運営に当たっては、地域住民又はその自発的な活動等との連携及び協力を行う等地域との交流に努める。

2 事業の提供に当たっては、利用者、利用者の家族、地域住民の代表者、地域の医療関係者、市町村の職員及び事業所が所在する日常生活圏域の地域包括支援センターの職員、定期巡回・随時対応型訪問介護看護について知見を有する者等により構成される協議会（以下この項において「介護・医療連携推進会議」という。）を設置し、おおむね6月に1回以上、介護・医療連携推進会議に対しサービスの提供状況等を報告し、介護・医療連携推進会議による評価を受けるとともに、介護・医療連携推進会議から必要な要望、助言等を聴く機会を設ける。

3 前項の報告、評価、要望、助言等についての記録を作成して保存するとともに、当該記録を公表する。

#### (業務継続計画の策定等)

第17条 事業所は、感染症及び非常災害の発生時において、利用者に対する訪問介護の提供を継続的に実施するため、および非常時の体制で早期の業務再開を図るための計画（以下「業務継続計画」という。）を策定し、当該業務継続計画に従い必要な措置を講ずるものとする。

2 事業所は、訪問介護員等に対し、業務継続計画について周知するとともに、必要な研修および訓練を定期的に実施するものとする。

3 事業所は、定期的に業務継続計画の見直しを行い、必要に応じて業務継続計画の変更を行うものとする。

#### (暴力団の排除)

第18条 この規程の趣旨と内容は、岐阜市暴力団排除条例に基づいて、市と介護保険事業所が協働して、暴力団排除の推進を図るものであり、事業所を開設する法人の役員、事業所の管理者をはじめとする事業所の運営に従事する者は、暴力団、暴力団員又はこれらと密接な関係を有するものであってはならない。

#### (その他運営に関する重要事項)

第19条 事業所は、従業者の資質向上を図るため研修の機会を次のとおり設けるものとし、また、業務の執行体制についても検証し、常に最適なものとなるよう努める。

当法人介護事業部のキャリアパスに基づいて研修を行う。

2 従業者は、その職務中常に身分を証明する証票を携帯し、利用者又はその家族から提示を求められたときは、これを提出するものとする。

3 サービス担当者会議において利用者又はその家族の個人情報を用いる場合は、あらかじめ文書により同意を得るものとする。

4 従業者は、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持する。

5 従業者であった者に、業務上知り得た利用者又はその家族の秘密を保持させるため、従業者でなくなった後においてもこれらの秘密を保持するべき旨を、従業者との雇用契約の内容とする。

6 利用者が、偽りその他不正な行為によって保険給付を受け、又は受けようとしたときは、遅滞なく市町村に通知する。

7 事業所の所在市町村外の介護保険被保険者又はその家族から事業所のサービスを利用したい旨の申し出があ

った場合には、地域密着型サービスの趣旨並びに事業所の所在市町村の介護保険被保険者に限って利用できるサービスであることを説明し、理解を得る。

8 第8条の通常の事業の実施地域等を勘案し、利用申込者に対し自ら適切な事業を提供することが困難と認めた場合は、当該利用申込者に係る指定居宅介護支援事業者への連絡、適當な他の指定定期巡回・隨時対応型訪問介護看護事業者等を紹介その他必要な措置を速やかに講じる。

9 事業所は、事業に関する記録を整備し、その完結の日から5年間は保存する。

10 この規程に定める事項のほか、運営に関する重要事項は医療法人岐阜勤労者医療協会介護事業部と事業所の管理者との協議に基づいて定める。

#### 附 則

この規程は、平成30年12月1日から施行する。

令和5年（2023年）12月1日 5, 9, 15, 17条 事項追加、変更。（第2版）